

岡山県備前県民局地域づくり推進アドバイザー会議設置要領

1 目的

備前県民局管内における地域づくり支援事業の推進を図るため、有識者等からなる地域づくり推進アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

2 所掌事務

アドバイザー会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 備前県民局管内の地域づくり支援事業推進に係る提言・助言等に関すること。
- (2) 地域づくり支援事業の具体的取組方策に係る評価・助言等に関すること。
- (3) その他地域づくり支援事業推進のために必要な事項

3 組織

- (1) アドバイザー会議は、委員15人以内で組織する。
- (2) 委員は、学識経験者、ボランティア・NPO活動や地域づくりの実践者、行政関係者等のうちから、備前県民局長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は、委嘱の日から翌年5月31日までとする。また、再任を妨げない。

4 委員長等

- (1) アドバイザー会議に委員長を置き、委員のうちから互選する。
- (2) 委員長は、アドバイザー会議を代表し、会務を総理する。
- (3) 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

5 会議

- (1) アドバイザー会議の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、アドバイザー会議の会議に、その構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

6 庶務

アドバイザー会議の庶務は、備前県民局地域政策部地域づくり推進課において行う。

7 その他

この要領に定めるもののほか、アドバイザー会議の運営に関し必要な事項は、委員長がアドバイザー会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成17年5月11日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。